

障がい者

詳細 ☎72-3194

保健・福祉ガイドブック 障がい者サービス編 参照

身体障害者の福祉ガイドブック 参照

精神障害者保健福祉手帳の手引き 参照

療育手帳の手引き 参照

●手帳の交付

・身体障害者手帳

身体に障がいがある方に交付しています。手帳を持っていると障がいの程度によって次のようなサービスが受けられます。

対象	目・耳・言語・肢体・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能などに永続する障がいがあると診断された方
サービス内容	旅客運賃の割引、交通機関・民営バスなどの料金の割引、税の控除、補装具・日常生活用具の給付、生活福祉資金の貸付、有料道路の料金の割引

・療育手帳

知的障がいがある方に交付しています。手帳を持っていると障がいの程度によって次のようなサービスが受けられます。

対象	児童相談所または道立心身障害者総合相談所において知的障がい者(児)と判定された方
サービス内容	旅客運賃の割引、交通機関・民営バスなどの料金の割引、税の控除、日常生活用具の給付、生活福祉資金の貸付、有料道路の料金の割引

・精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある方に交付しています。手帳を持っていると税の控除などが受けられます。原則写真添付(希望しない方は写真をつけないでも手帳を作ることができます)。

対象:精神疾患を有する方で精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方

●障がいがある方への各種補助や助成 ※いずれも事前申請が必要です

制度	内容	対象
重度心身障害者医療費助成	一部負担金を除いた保険内医療費を助成します ☎72-3125	身体障害者手帳の1級・2級の交付を受けた方。身体障害者手帳の3級(ただし、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓機能障がいに限る)の交付を受けた方。A判定の療育手帳をお持ちの方、重度の知的障がいと判定・診断された方。1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
福祉タクシーチケット交付(料金助成)	タクシーの基本料金の助成券を年24枚まで交付します ※申請した月により交付枚数が変わります	在宅で市内に6カ月以上住み、身体障害者手帳の等級が1級または2級の視覚・下肢・体幹・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障がいの方
有料道路料金の割引	有料道路の料金が割引(5割引)になります。申請に基づいて身体障害者手帳または療育手帳に記載します	第1種の方:本人および介護者が運転する場合 第2種の方:本人が運転する場合
自動車運転免許取得費の助成	通勤や就職のために自動車運転免許を取得する場合に助成します。	身体障害者手帳の等級が4級以上の方
自動車改造費の助成	通勤・通学または営業のために自動車を取得する場合、その自動車の改造に必要な経費を助成します。事前申請が必要です。所得制限あり	重度の肢体不自由の方
腎臓機能障がい者通院交通費の補助	通院交通費を助成します	腎臓機能障がいにより身体障害者手帳の交付を受け、病院に人工透析療法のため、通院される方 ※距離・所得に応じて補助額に変動あり

制度	内容	対象
駐車禁止除外指定車の標章	身体障害者手帳を所持する歩行困難な方が使用中の車両は、公安委員会から駐車禁止および時間制限駐車区間規制除外指定車の標章の交付を受けることができます 詳細:札幌方面北警察署交通課 ☎011-727-0110	身体障害者手帳を所持する歩行困難な方 ※障がい部位や等級により対象が異なります
NHK放送受信料の減免	全額免除	障がいのある方を世帯構成員に有し、世帯全員が市民税非課税の場合
	半額免除	障がいのある方が世帯主かつ契約者の場合 ・視覚、聴覚障がい身体障害者手帳をお持ちの方 ・重度(1・2級)の身体障害者手帳をお持ちの方 ・重度(A判定)で療育手帳をお持ちの方 ・重度(1級)で精神障害者福祉手帳をお持ちの方

●障がいがある方の相談窓口

窓口	住所	☎
石狩障がい者就業・生活支援センターのいける	花川南1条4丁目225 カナオカビル3階	76-6767
石狩市相談支援センター ぶろっぴ	花川北6条1丁目41・1 りんくる1階	72-6137
相談室ヨルド	花川南4条5丁目21	74-9399
相談支援センターあいサポ	花川南2条3丁目91・2	77-6477
相談室りんく	花川南1条1丁目16	77-5723

高齢者

●介護保険・その他の福祉サービス→保健・福祉ガイドブック

介護保険・高齢者サービス編 参照

●介護保険

詳細 ☎72-7014

介護保険に加入するのは、40歳以上の方全員です。

・40~64歳で医療保険に加入している方

・65歳以上の方全員

実際に介護や支援が必要になったら、介護認定申請もしくは、基本チェックリストを受けて介護サービスを利用することができます。認定結果により利用できるサービスは異なります。

●地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者やその家族の介護・福祉などに関する相談の対応、権利擁護や介護予防に関する業務を行っています。

	地区	住所	☎
石狩市南地域包括支援センター	花川南2条1丁目、 花川南3条1~2丁目、 花川南4条1~3丁目、 花川南5~10条、 樽川全域	花川南7条4丁目376・1 花びりか1階	73-2221
石狩市花川中央地域包括支援センター	花川、花川北1~3条、 花川南1条、花川南2条2~ 6丁目、花川南3条3~5 丁目、花川南4条4~6丁 目、あさひ町内会に属する 花川東、花川南第4町内会 に属する花畔	花川北3条3丁目13・1 ココロホーム石狩病院 前1階	77-6371
石狩市北地域包括支援センター	花川北4~7条、花川東(あさ ひ町内会に属する花川東を 除く)、花畔(花川南第4町内 会に属する花畔を除く)、緑 苑台、中生振、北生振、本町、 親船地区、新港、八幡、高岡、 五の沢、緑ヶ原、志美	花川北6条1丁目41・1 りんくる1階	75-6100
石狩市厚田地域包括支援センター	厚田区	厚田区厚田45・5 厚田保健センター内	78-1030
石狩市浜益地域包括支援センター	浜益区	浜益区浜益2・3 浜益支所内	79-5111

●石狩市成年後見センター

詳細 ☎72-2941

認知症や障がいのため、財産管理や契約行為を自分で行うことに不安があっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度などの利用について相談できます。

住所:花川北6条1丁目41・1 りんくる1階

結婚

詳細 ☎72-3165

届出	窓口	必要なもの	注意すること
婚姻届	市民課 厚田支所 浜益支所	夫と妻の戸籍謄本または抄本(石狩市に本籍のない方)・本人確認書類	成人の証人2人の署名が必要

※氏名または住所に変更のある方は「マイナンバーカード」「住民基本台帳カード」のうち、ご本人がお持ちのものを、住民登録している市区町村(住民票の担当窓口)へ、すべて提出してください

離婚

詳細 ☎72-3165

届出	窓口	必要なもの	注意すること
離婚届	市民課 厚田支所 浜益支所	戸籍謄本(石狩市に本籍がない方)協議離婚の場合、夫婦双方の本人確認書類 調停・審判・判決離婚の場合、調停調書・審判書・判決謄本・確定証明書	・協議離婚は成人の証人2人の署名が必要 ・調停・審判・判決離婚は成立・確定してから10日以内に申立人が届け出なければなりません ・婚姻によって氏を改めた夫または妻は元の氏に戻ることになります。ただし、離婚の日から3カ月以内であれば婚姻中の氏を称する届出をすることができます

※氏名または住所に変更のある方は「マイナンバーカード」「住民基本台帳カード」のうち、ご本人がお持ちのものを、住民登録している市区町村(住民票の担当窓口)へ、すべて提出してください

●子ども相談センター

詳細 ☎72-3195

未成年のお子さんがある方の離婚に関する相談を電話または面談によりお受けしています。一人で悩みを抱えず、お気軽にご相談ください。

住所:花川北6条1丁目30・2 市役所2階

相談時間:平日9時~17時(面談受付時間は16時まで)

引っ越し

詳細 ☎72-3165

届出	届出期間	窓口	必要なもの	注意すること
市外から転入	転入・転居をしてから14日以内	市民課	本人確認書類 転出証明書(前住所地で発行)	住所の地番、アパート名、部屋番号を確認して届出てください
市内での転居		厚田支所 浜益支所	本人確認書類	住所の地番、アパート名、部屋番号を確認して届出てください
市外へ転出		本人確認書類	転出先の住所を確認して届出てください	

※「マイナンバーカード」「住民基本台帳カード」をお持ちの方は転入、転居先の市区町村(住民票の担当窓口)へ、すべて提出してください

※国民健康保険、児童手当、介護保険などの手続きがある方は別途行ってください

就職

詳細 ☎72-3166

<p>合同企業就職説明会(随時広報いしかりに掲載)</p> <p>石狩市保育士等人材バンクの登録</p> <p>保育士・幼稚園教諭・看護師・栄養士・調理師などの資格をお持ちの方で、市内の保育園などで就労をお考えの方は、ぜひご登録をお願いします ☎72-3197</p> <p>石狩市季節労働者通年雇用促進協議会</p> <p>石狩市・石狩商工会議所・石狩北商工会・連合北海道石狩地区連合・北海道石狩振興局を会員とし、季節労働者の通年雇用促進にかかる各種支援事業を実施しています</p> <p>ジョブガイドいしかり(石狩市ふるさとハローワーク)</p> <p>ハローワーク札幌北と石狩市が共同で設置する職業紹介サービス施設です。ハローワーク相談員が常駐し職業相談や職業紹介(紹介状の発行を含む)を行うほか、「就業アドバイザーによる相談」と「求人情報検索コーナー」を利用できます ☎75-8609</p> <p>ハローワーク求人情報コーナー</p> <p>ハローワーク求人情報は、ジョブガイドいしかり内求人情報コーナー、厚田・浜益支所、市民図書館、各コミセン(花川北・花川南・八幡)の計7カ所に設置しています</p> <p>(公社)石狩市シルバー人材センター</p> <p>おおむね60歳以上の方で、高齢のため就職が困難な方や、就職を望まないが経験や技術を生かしたい、社会に役立ちたいなどと考える方が集まって、各人の希望や経験に応じた臨時的・短期的な仕事をする会員制の団体です。市民を対象とした講習会や無料職業紹介も実施しています ☎64-7771</p>
--

おくやみ

詳細 ☎72-3165

死亡(死産)届と火葬許可証の交付			
届出	窓口	必要なもの	注意すること
死亡届	市民課 厚田支所 浜益支所	届出人の印鑑 立ち会った医師の死亡診断書(死体検案書)	・死亡したことが分かった日から7日以内に死亡届を出さなければなりません ・死亡(死産)届時に、火葬埋葬許可証を交付します
死産届		火葬許可証	・死亡後24時間を過ぎなければ火葬することができません(法定伝染病で死亡した場合を除く) ・火葬で市の斎場を使用する場合は、前日の15時までに窓口で使用の手続きをしてください ・斎場の休業日:1/1、友引の日 ・火葬許可証と一緒に渡す「斎場利用についてのご案内」をご覧ください ・火葬埋葬許可証は、「火葬」・「納骨」の手続きに必要ですので、大切に保管してください
火葬場使用申請		2,060円	

●市内の斎場

	住所	☎
石狩斎場	親船町1-42	62-3032
厚田斎場	厚田区厚田1254・2	76-2255 (石狩市公務サービス)
浜益斎場	浜益区群別1211・4	

※石狩市民の方が亡くなった際には、ほかに札幌市山口斎場をご利用いただけます。申請により市内斎場利用料金との差額を補助します 詳細 ☎72-3240